

2020 年第 179 號法律公告

《2020 年污水處理服務 (排污費) (修訂) 規例》

(由行政長官會同行政會議根據《污水處理服務條例》(第 463 章) 第 12 條及《釋義及通則條例》(第 1 章) 第 29 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2020 年 12 月 1 日起實施。

2. 修訂《污水處理服務 (排污費) 規例》

《污水處理服務 (排污費) 規例》(第 463 章，附屬法例 A) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 2A 條 (寬免在 2019 年 12 月至 2020 年 11 月期間就若干非住宅用途供應淡水的相關排污費)

(1) 第 2A 條，標題——

廢除

“2020 年 11”

代以

“2021 年 3”。

(2) 第 2A(4)(a) 及 (b) 條——

廢除

“本條的生效日期”

代以

“2020 年 4 月 29 日”。

(3) 第 2A(5) 條，寬免期的定義——

廢除

“2020 年 11 月 30 日 (該兩日亦包括在內)”

代以

“2021 年 3 月 31 日 (包括該兩日)”。

行政會議秘書
梁蘊儀

行政會議廳

2020 年 9 月 22 日

註釋

《污水處理服務(排污費)規例》(第 463 章,附屬法例 A)第 2A 條規定,寬免在 2019 年 12 月至 2020 年 11 月期間為若干非住宅用途供應的淡水的排污費。

2. 本規例修訂上述第 2A 條,將上述寬免延長 4 個月至 2021 年 3 月。